





労働関係の基本施策に関する件  
母子福祉法の一部を改正する法律案起草の件  
母子家庭の母等の雇用の促進に関する件  
労働時間短縮の促進に関する件

○山下委員長 これより会議を開きます。  
厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

母子福祉法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。  
本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。  
母子家庭に対しては、従来から母子福祉法に基づいて各種の施策が講ぜられております。しかし、子供が二十歳に達した場合には、その対象から外れることになっておりますが、子供が二十歳に達した以後においても経済的、社会的環境は必ずしも恵まれていないと言えない実情でありまして、その対策が従来から要望されてきたところでありました。

このため、本案は、これらの寡婦に対して、母子家庭の母に準じた各種の施策を講じ、その福祉の一層の向上を図ろうとするもの等で、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を母子及び寡婦福祉法に改めるとともに、目的、基本理念等について母子家庭の母に準じて寡婦についても規定すること。  
第二に、寡婦の範囲を、配偶者のない女子であつて、かつて母子家庭の母であったものとするのと。

第三に、寡婦に対して、母子家庭の母と同様に、母子相談員や福祉事務所での相談業務、国または地方公共団体の設置した事務所等における売店等の優先許可、たばこ小売人の優先指定等の福

祉の措置を講ずること。

第四に、国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び児童並びに寡婦の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
第五に、従来から予算措置で行われてきました寡婦福祉資金の貸付事業を法定化すること等でありました。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行することといたしてあります。  
以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

母子福祉法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○山下委員長 この際、発言の申し出がありますので、これを許します。森井忠良君。

○森井委員 この際、確認をしておきたいことがございますので、以下御質問申し上げます。

ただいまの委員長の御提案により第十九条の三、これは売店等の設置の許可等の規定でございますけれども、この規定によりまして寡婦についても母子家庭の母に準じて優先許可を与えるよう努めることとされておるわけでございますが、この規定の運用に際しては慎重な配慮が必要であると考えられるので、この点に関し確認をしておきたいと思つてございます。

お尋ねの第一は、母子家庭と寡婦では母子家庭の方が就職が困難ではないか、こう考えられるわけでございますが、この点についてどのような指導をなさるのか、お伺いをしたいと存じます。

○大石政府委員 今回の改正により規定された寡婦に対する福祉の措置は、第二条第二項において「寡婦には、母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。」とあるように、あくまで母子家庭が寡婦に優先するものであるもので、本条の規定の運用もその趣旨に沿つたものと

するよう指導してまいりたいと考えます。

○森井委員 二番目の御質問は、寡婦が売店等に就職をいたしました後、いつまでもそこに居座るというのでございまして、問題は起るのではないかと思つてございまして、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○大石政府委員 この規定は、主として、母子家庭の母として売店等の許可を受けた者が、子供が二十歳に達した時点でわかにはかの職を見つけていることは困難であることなどの事情への対応策として定められたものでありますので、当該売店等に働く寡婦が扶養していた子の自立等他の方途により自立が図られるようになった場合には、より必要の高い母子家庭の母または寡婦に機会を譲るようこれらも指導してまいりたいということでございます。

○森井委員 三つ目の質問でございますが、この規定の運用に当たっては、いわゆる名義貸しが問題になるわけでございますが、名義貸しがないうちにぜひともしていただきたいと存するわけでございまして、この点についてもお考えを承つておきたいと存じます。

○大石政府委員 第十六条第二項には、売店等の優先許可を受けた者に対し、病気その他正当な理由がある場合はほかはみずからその業務に従事しなければならぬと規定されておりますので、この規定に沿つた指導を行い、いわゆる名義貸しの行われぬよう努める所存でございます。

○森井委員 四番目の御質問でございますが、大石政府委員の御答へは、いま政務次官から御答へになりましたこととは、やはり国会の答へだけでなくて通知等文書で指導なさるべきかと存するわけでございますが、この点についてはいかがでございますか。

○大石政府委員 以上の御指摘の事項については、いずれも重要なことでありますので、本改正の施行後、通知等文書で地方公共団体等を指導してまいりたいと考えております。

○森井委員 最後に、これは特に公明党から強調

された問題でございますけれども、本改正法案の福祉の措置の対象とならない子供のない未亡人に對しても福祉の措置を講ずるよう引き続き検討すべきではないかと思つてございまして、この点、お答えを願いたいと存じます。

○大石政府委員 本改正法の福祉の措置は、いわゆる母子家庭のOBに限定されておりますが、今後、子供のない未亡人については、経済的、社会的状況を見定めながら引き続き前向きに検討を行つてまいりたいと存じます。

○山下委員長 この際、内閣において、もし御意見があればお述べ願いたいと存じます。  
○大石政府委員 本来ならば厚生大臣が出席して御意見を申し上げべきところでございますが、よんどころない事情のため出席できませんので、私から発言させていただきます。

まず、本法律案の提出につきまして、議員各位の御尽力と御熱意に深く敬意を表するものでございまして、母子福祉法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えます。

なお、今後とも御意見を体し、制度の適切な運用に努めるとともに、母子家庭及び寡婦の福祉の増進のために施策の一層の推進を図つてまいらる所存でございます。

○山下委員長 採決いたします。  
お手元に配付いたしてあります草案を母子福祉法の一部を改正する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。  
委員長において、所要の提出手続をとることといたします。

○山下委員長 次に、労働関係の基本施策に関する

る件について調査を進めます。

この際、今井勇君外六名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る母子家庭の母等の雇用の促進に関する件について、また、今井勇君外六名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る労働時間短縮の促進に関する件について決議されたいとの動議がそれぞれ提出されております。

右両動議を議題といたします。  
まず、母子家庭の母等の雇用の促進に関する件について、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。山口一男君。

○山口委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

母子家庭の母等の雇用の促進に関する件 (案)  
国及び地方公共団体は、母子家庭等が置かれている特別の状況にかんがみ、母子家庭の母等の雇用の促進するため、自ら雇用対策を進めるとともに、特に次の事項に留意して、関係施策の強化とより一層の積極的な推進を図り、もつてその生活の安定を図るよう努めるものとする。

- 一 職業訓練の機動的な実施
- 二 職業相談員の増員等職業紹介体制の整備
- 三 雇用対策法及び雇用保険法に基づく雇用援護措置の積極的な活用
- 四 事業内託児施設その他の福祉施設の設置又は利用の促進

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○山下委員長 これにて趣旨説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よつて、今井勇君外六名提出の動議のごとく母子家庭の母等の雇用の促進に関する件について決議することに決しました。

次に、労働時間短縮の促進に関する件について、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。米沢隆君。

○米沢委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

労働時間短縮の促進に関する件(案)  
労働時間の短縮が急務の課題となつてゐる。国民は、心にとりのある生活を強く求め、高齢化社会の到来は、高齢者の活力の保持と、雇用確保のために、労働時間の短縮を不可欠としており、また貿易立国である我が国は、国際協調の観点からも労働時間の短縮を積極的に進める必要がある。  
よつて政府は、中小企業等に対する特別の配慮をしつつ、労働時間短縮・完全週休二日制の推進等により、昭和六十年年度までに年間総労働時間が二千時間以内となるよう、指導措置を積極的に講ずべきである。

右決議する。  
以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○山下委員長 これにて趣旨説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よつて、今井勇君外六名提出の動議のごとく労働時間短縮の促進に関する件について決議することに決しました。

○山下委員長 たいだいまの両決議に対し、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤尾労働大臣。

○藤尾労働大臣 たいだいま御決議のありました母子家庭の母等の雇用の促進に関する決議及び労働時間短縮の促進に関する決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力する所存でございます。

○山下委員長 なお、両決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、明後四日木曜日午前十時理事会、正午委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午前十時四十八分散会

母子福祉法の一部を改正する法律案  
母子福祉法の一部を改正する法律  
母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

母子及び寡婦福祉法  
目次中「第二章 福祉の措置(第十条―第十九条)」を「第二章 母子家庭に対する福祉の措置(第十条―第十九条)」とし、「寡婦に対する福祉の措置(第十九条の二、第十九条の三)」を「第二十二條」を「第二十二條の二」に改める。

第一条中「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加える

る。  
第二条に次の一項を加える。

2 寡婦には、母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

第三条第一項中「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加え、同条第二項中「母子家庭」の下に「又は寡婦」を加える。

第四条中「母子家庭の母は、みずから」を「母子家庭の母及び寡婦は、自ら」に改める。

第五条第三項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、「の福祉」の下に「若しくはこれに併せて寡婦の福祉」を加え、「又は民法」を「又は同法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

第七条第二項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」の下に「及び寡婦」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加える。

第八条中「行なうもの」を「行うもの」に改め、「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加え、「行なうこと」を「行うこと」に改める。

「第二章 福祉の措置」を「第二章 母子家庭に対する福祉の措置」に改める。

第十条の見出し中「資金」を「母子福祉資金」に改める。

第十二条中「貸付金の貸付け」を「第十条の規定による貸付金の貸付け」に改め、「貸付金を」と当該貸付金を聞き、かつを削る。

第十三条第一項中「この法律による貸付金」を「第十条及び第十一条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。))」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。

九

第十四条第一項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、同条第二項中「この法律による貸付金」及び「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。  
第十五条中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。

第十九条の見出しを「雇用の促進」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせん等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章の次に次の一章を加える。  
第二章の二 寡婦に対する福祉の措置  
(寡婦福祉資金の貸付け)  
第十九条の二 第十条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの)と同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに關しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七條第二項において同じ。について準用する。この場合において、第十条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童」及び「児童(二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と読み替へるものとする。

2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、前項において準用する第十条第一項

の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

3 第十一条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものについて準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第十九条の二第一項において準用する第十条第一項第一号に掲げる資金」と読み替へるものとする。

4 第十二条の規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、第十二条中「第十条」とあるのは、「第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項」と読み替へるものとする。

5 第十三条から第十五条までの規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十一条に規定する貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条及び第十一条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。）」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第一項」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、第十四条第一項及び第二項中「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、第十五条中「第十条から第十三条まで」とあるのは「第十九条の二において準用する第十条第一項及び第三項並びに第十一条から第十三条まで」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替へるものとする。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができるものについては、寡婦福祉

資金貸付金の貸付けを行わないことができる。(売店等の設置の許可等)  
第十九条の三 第十六条、第十七条及び第十九条の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第十六条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第十七条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替へるものとする。

2 第十六条第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。  
第三章中第二十二條の次に次の一條を加える。  
(寡婦の施設の利用)  
第二十二條の二 母子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用させることができる。

附則第六條から附則第十一條までを次のように改める。  
第六條 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に対して、第十九条の二の規定の例により、同条第一項において準用する第十条第一項各号に掲げる資金を貸し付けることができる。  
2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付ける資金とみなす。  
第七條 昭和五十七年四月一日前に、各道府県(指定都市を含む。以下同じ。)において、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していな

いもの及び第十九条の二第三項に定める母子福祉団体に貸付金の貸付けを行うために設けられた特別会計に係る権利及び義務は、同条第五項において準用する第十三条第一項の規定により各道府県が設ける特別会計がそれぞれ承継するものとする。

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は第十九条の二第三項において準用する第十一条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3 昭和五十七年四月一日前に第一項の特別会計に繰り入れるために国が各道府県に交付した補助金で貸付金の貸付業務を廃止したときに国に返還することとなつてゐるものは、第十九条の二第五項において準用する第十四条第一項の規定により国が各道府県に貸し付けたものとみなす。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。  
(地方自治法の一部改正)  
第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第二百五十二条の十九第一項第六号中「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加える。  
(社会福祉事業法の一部改正)  
第三条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条、第二条第三項第二号の二、第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十

条中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

第四条 社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(入場税法の一部改正)

第五条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改め、「同法第十四条第一項の下に(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「母子福祉法第十四条第一項」を「母子及び寡婦福祉法第十四条第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

理由

寡婦等の福祉を図るため、寡婦に対する母子家庭に準じた寡婦福祉資金の貸付け等寡婦等の生活の安定と向上に必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第七号

社会労働委员会議録第十八号

昭和五十六年六月二日

昭和五十六年六月六日印刷

昭和五十六年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D